

◆マンションの専用部分に関する支援

※支援等を利用する前にご注意ください

専有部分の改修であっても、壁(躯体)に穴をあける等共有部分に影響がある場合は、分譲マンションでも管理組合への届出や許可が必要なことがあります。ご自分のマンションの管理規約や分譲時の重要事項説明書をよく確認しましょう。管理規約が判らない場合は、管理組合の理事の方々や管理会社に相談してみるのも良い方法です。

また、賃貸でマンションに住んでいる場合、賃貸借契約上、専有部分の改修等に制限が設けられていることがあります。賃貸借契約書をよく確認し、貸主(大家)や管理会社の方に相談をするようお願いいたします。

①高齢者住宅改修予防給付

65歳以上の在宅高齢者で、日常生活に困難があり、区の調査の結果、転倒予防や床の段差解消等の住宅改修が必要と認められる方に対して、その改修工事を行う費用の一部を助成します。事前相談のうえ、工事着手前に申請することが必要です。(限度額あり)

対 象	区内に住所を有する在宅の65歳以上の高齢者で、要介護認定の結果が「非該当」の方のうち、区の調査の結果、住宅の改修が必要と認められる方
条 件 等	①老朽化、故障に伴う工事でないこと。 ②助成には要件・限度額があります。 ⇒介護保険の認定結果が「要介護」「要支援」の方は、同様の給付を介護保険課で実施しています(P.9参照)。介護保険課へご相談ください。
対象工事	手すりの取付、段差の解消、滑り止めのための床材変更、引き戸等への扉交換、トイレの洋式化、及び付帯工事(区が必要と認める工事に限る)
問合せ先	高齢福祉課 電話：5246-1222

②高齢者住宅設備改修給付

65歳以上の在宅高齢者で、日常生活に困難があり、区の調査の結果、浴槽の取替や新設、流し台の取替や新設等の住宅設備の改修が必要と認められる方に対して、その設備改修工事を行う費用の一部を助成します。事前相談のうえ、工事着手前に申請することが必要です。(限度額あり)

対 象	区内に住所を有する在宅の65歳以上の高齢者で介護認定を受けた方のうち、区の調査の結果、住宅の改修が必要と認められる方 ※新設工事については「要介護2」以上で、一定の要件に該当する方
条 件 等	①老朽化、故障に伴う工事でないこと。 ②助成には要件・限度額があります。
対象工事	浴槽の取替・新設、流し台または洗面台の取替・新設、便器の洋式化・洋式便器の新設、1階床の新設、階段昇降機の新設
問合せ先	高齢福祉課 電話：5246-1222

③介護(予防)住宅改修費支給

要介護・要支援認定を受けた方が、転倒予防や介護の軽減のため、手すりの取付け等の住宅改修をするときにその費用の一部を支給します。工事着手前に申請することが必要です。

対 象	区内に住所を有し要介護・要支援認定を受け、住宅の改修が必要と認められる方
条 件 等	①区内に所在する住宅の改修であること(「介護保険被保険者証」に記載された住民票上の住所の住宅が対象です) ②支給には要件があります(確認のため、区から調査にうかがう場合があります)。 →要介護認定の結果が「非該当」の方は、同様の給付を高齢福祉課で実施しています(P.8参照)。高齢福祉課へ相談してください。
対象工事	手すりの取付け、床段差の解消、滑り防止及び移動の円滑化等のための床材変更、引き戸等への扉の取替え、洋式便器等への便器の取替え等の改修
費 用 等	1家屋・1人につき20万円(工事全体で計算)までの改修費用について、介護保険の負担割合に応じて、費用の一部を支給します。
問合せ先	介護保険課 電話：5246-1249

④住宅設備改善費の給付(障害者向け)

在宅の障害者(児)が日常生活を容易に送れるよう、住宅設備改善費の給付を行います。事前相談のうえ、工事着手前に申請することが必要です。

対 象	身体障害者手帳の交付を受けている方		
条 件 等	以下の種目に応じ、それぞれ障害程度・年齢その他の要件があります。		
	種 目	障害程度	年 齢
	小規模改修	①下肢または体幹1級・2級・3級 ②補装具として車いすの交付を受けている内部障害者 ※特殊便器への取替えは上肢1・2級	6歳以上65歳未満 ※介護保険対象者でないこと
	中規模改修	①下肢または体幹1級・2級 ②補装具として車いすの交付を受けている内部障害者	6歳以上65歳未満
	屋内移動設備	①上肢、下肢または体幹1級 ②補装具として車いすの交付を受けている内部障害者	6歳以上
対象工事	浴室・便所・玄関・台所・居室の設備改善 ※種目に応じて、工事の内容、基準額があります。		
費用等	世帯全員の所得に応じて自己負担があります。		
問合せ先	障害福祉課 電話：5246-1201～2		

⑤子育て世帯住宅リフォーム支援制度

安全に安心して子育てができる居住環境の整備を目的としたリフォーム工事を行う方に対し、リフォーム工事に要する費用の一部を助成します。事前相談のうえ、工事着手前に申請することが必要です。

対 象	12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者(小学生以下の子供)を扶養し同居していること、または申請者もしくは同居の配偶者が出産前で母子健康手帳の交付を受けていること など
条 件	所得制限(申請者、配偶者及び申請者と同居する方全員の前年(1月から6月に申請する場合は前々年)の総所得金額の合計が800万円以下)等の条件があります。
対象工事	手すりの取付、段差の解消、滑りの防止のための床材の変更等、進入防止フェンスの設置、コンセント位置の移動、引き残しの確保のための扉の取替等、柱・壁・作り付け家具等の面取り加工等、ドアストッパー等の設置、指はさみ防止のための折戸取替等、浴室扉の鍵の設置等 ※物品の購入のみで工事を伴わない場合は対象外です。
助成金額	対象工事費(消費税を除く)の1/3以内、上限20万円
問合せ先	住宅課 電話：5246-1367

◆マンションの共用部分に関する支援

① マンション共用部分バリアフリー化支援助成制度

区内のマンションの共用部分のバリアフリー化工事を行う場合に費用の一部を助成します。事前相談のうえ、工事着手前に申請することが必要です。

対 象	分譲マンションの管理組合 賃貸マンションを所有する個人（社宅、寮及び公的住宅は除く）
条 件	①延べ面積の1/2以上が居住用のマンションであること。 ②工事は「東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル」に準じる内容となること。
対象工事	マンションの共用部分、または敷地内における下記のバリアフリー化工事 1 段差の解消（スロープの設置） 2 手すりの取付（廊下・階段・エレベーター内等）
助成金額	バリアフリー化工事に要した費用（消費税を除く）の1/3以内、上限50万円
問合せ先	住宅課 電話：5246-9028

② 住宅修繕資金融資あっせん制度

区内にある自己用住宅またはマンション等共用部分の修繕・リフォームに必要な資金を取扱金融機関にあっせんし、利子の一部を区が負担します。工事着手前に申請することが必要です。


※区が直接融資するものではありません。融資の可否は、取扱金融機関が審査の上決定しますので、融資を受けられないことがあります。

対 象	①区内に1年以上住所を有している方 ②最終返済時の年齢が75歳未満の方 など
対象工事	1 マンション等共用部分 ※管理組合ではなく、個人に対するあっせんです マンションの外壁、廊下、階段の塗装、屋上防水、手すり等の鉄部塗装、給配水管の取替え等 2 自己用住宅 ※マンションの専有部分も対象になります。 内装、給配水管、設備修繕工事、アスベスト除去工事等
融資あっせん金額	1 マンション等共用部分 1戸あたりの工事負担額（管理組合等の修繕積立金を引いた額）の80%以内で10万円以上100万円以内 2 自己用住宅 工事費の80%以内で、10万円以上500万円以内
問合せ先	住宅課 電話：5246-1217

③ マンション共用部分リフォーム融資

マンション管理組合（法人格の有無は問いません）がマンションの共用部分のリフォーム工事（大規模修繕、耐震改修工事等）を行うときに、借入れが可能な融資です。また、その工事を実施する際に区分所有者が負担する一時金への融資も可能です。この他、区分所有者の方が利用できる融資もあります。

対 象	分譲マンションの管理組合または区分所有者
問合せ先	(独)住宅金融支援機構 マンション・まちづくり支援部 マンション・まちづくり融資グループ 電話：5800-9366 (右記の二次元コードからホームページにアクセスできます)




◆環境に配慮したマンションストックの設備促進

① マンション省エネガイドブック

マンションの主に共用部でできる省エネ対策を記載したガイドブックです。管理組合における合意形成の仕方等も掲載しております。

配布場所	環境課（区役所6階③番窓口） (右記の二次元コードからアクセスできます)
問合せ先	環境課 電話：5246-1281



② 共同住宅向け省エネコンサルタント派遣

区内の共同住宅の管理組合等へ、設備の運用改善や改修等をアドバイスする、省エネコンサルタントを無料で派遣します。また、現況調査により共同住宅毎に省エネ提案書も作成し、結果報告します。

対 象	区内の共同住宅（主に管理組合）
内 容	■派遣の流れ 申請⇒(約2週間後)現況調査⇒(約3週間後)省エネ提案書を用いて結果報告 その他、希望される場合は、管理組合の総会における事前説明会、総会において、省エネ提案内容の説明・実施に向けてのアドバイスも行います。
費 用	無 料
問合せ先	環境課 電話：5246-1281

③家庭用再生可能エネルギー機器等助成金制度

戸建住宅や共同住宅に太陽光発電システム、家庭用燃料電池（エネファーム）、家庭用蓄電池システム、LED照明を導入する方への助成制度です。以下は、共同住宅に係る部分についての記載となります。事前相談のうえ、導入前に申請することが必要です。

対 象	区内の共同住宅の場合、共用部分
条 件	①申請年度の最終開庁日までに区による完了検査を受けること。 ②1申請者あたり1回まで。 ③助成対象機器等ごとに要件があります。
助成金額	1 太陽光発電システム（共同住宅共用部分） 出力1kwあたり5万円、上限50万円 2 家庭用燃料電池（エネファーム） 1台あたり14万円 3 家庭用蓄電池システム 蓄電容量に応じ、1kwhあたり1万円、上限10万円 4 共同住宅共同部用LED照明 工事費用（消費税を除く）×20%、上限30万円 ※共同住宅共用部用LED照明は新築・増改築は対象外
問合せ先	環境課 電話：5246-1281

④高反射率塗料施工助成金制度

屋上または屋根部（笠木、立上り含む）等に、高反射率塗料（遮熱塗料）を施工する方への助成制度です。事前相談のうえ、工事着手前に申請することが必要です。

対 象	区内の建物に対象となる塗料を塗布する個人又は法人、マンションの管理組合等
条 件	①申請年度の最終開庁日までに区による完了検査を受けること。 ②過去10年間この助成を受けていないこと。 ③その他、「CO2ダイエット宣言」をしていること等、要件があります。
助成金額	工事費用（消費税を除く）20%、上限15万円
問合せ先	環境課 電話：5246-1281

⑤窓・外壁等の遮熱・断熱改修助成金制度

住宅内の既存の窓や外壁を遮熱・断熱性能の高い製品へ改修する方への助成制度です。新築・増改築に伴う工事は対象外です。事前相談のうえ、工事着手前に申請することが必要です。

対 象	区内の建物の窓又は外壁に対象となる性能の遮熱・断熱改修を行う個人又は法人、マンションの管理組合等
条 件	①申請年度の最終開庁日までに区による完了検査を受けること。 ②1申請者あたり1回まで。 ③その他、「CO2ダイエット宣言」をしていること等、要件があります。
内 容	1 窓の遮熱・断熱改修 ・外気等に接する既存の窓を複層ガラスや二重窓に改修すること。 ・対象となる室内全ての窓を改修すること。 ・改修後の窓の断熱性能が次世代省エネルギー基準内であること。 2 壁、天井、床、屋根、屋上の遮熱・断熱改修 ・使用する断熱材が規定の厚さ以上であること。
助成金額	工事費用(消費税を除く)×20%、上限15万円
問合せ先	環境課 電話：5246-1281

⑥雨水タンク設置助成金制度

雨水を貯留し、二次利用水として再利用できるタンク(雨水貯留槽)を設置される方への助成制度です。事前相談のうえ、工事着手前に申請することが必要です。

対 象	区内の建物に対象となる雨水貯留槽を設置される個人又は法人、マンションの管理組合等
条 件	①申請年度の最終開庁日までに区による完了検査を受けること。 ②1申請者あたり1回まで。 ③その他、「CO2ダイエット宣言」をしていること等、要件があります。
助成金額	本体、付属機器の購入費及び設置費用(消費税を除く)の合計の50%、1台の上限5万円(2台まで)。
問合せ先	環境課 電話：5246-1281

⑦民間施設緑化助成金制度

新たに屋上緑化、壁面緑化、地先緑化及び駐車場緑化を行う方に対し、工事費の一部を助成します。事前相談のうえ、工事着手前に申請することが必要です。

対 象	<ul style="list-style-type: none"> ・新たに屋上緑化、壁面緑化、地先緑化及び駐車場緑化を行う方 ・敷地面積1,000m²未満の既存建築物 など <p>※この制度は、「台東区みどりの条例」で規定する「緑化計画書」の届出の対象とならない部分を緑化する場合のみ対象です。</p>
条 件	<ul style="list-style-type: none"> ①他の制度で屋上緑化関係の助成を受けないこと。 ②交付決定後3ヶ月以内(年度内)に完了報告書を提出すること。 ③その他、「CO2ダイエット宣言」をしていること等、要件があります。
内 容	<ul style="list-style-type: none"> 1 屋上緑化 屋上又は屋根のないベランダに1m²以上の緑化区画を設け、樹木、芝生、多年草等を植栽したもの。 2 壁面緑化 建築物の壁面に、ネット等の補助資材を使用し1m²以上の緑化区画を設置し、つる性植物等を這わせたもの。 3 地先緑化 緑化の接道延長1m以上かつ奥行20cm以上の緑化区画を新たに設け、樹木、多年草等を植栽したもの。 4 駐車場緑化 民間の貸駐車場を1m²以上緑化すること。 助成金によって緑化した部分を3年間適切に維持・管理すること。
助成金額	<p>※各助成金を同時に受ける場合は、助成限度額は合計で50万円</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 屋上緑化 ①と②のいずれか低い額、上限30万円 <ul style="list-style-type: none"> ①2万円×助成対象緑化面積(m²) ②工事費(消費税を除く)の1/2 2 壁面緑化 ①と②のいずれか低い額、上限15万円 <ul style="list-style-type: none"> ①5千円×助成対象緑化面積(m²) ②工事費(消費税を除く)の1/2 3 地先緑化 ①と②のいずれか低い額、上限10万円 <ul style="list-style-type: none"> ①1万円×助成対象緑化延長(m) ②工事費(消費税を除く)の1/2 4 民間貸駐車場緑化 ①と②のいずれか低い額、上限10万円 <ul style="list-style-type: none"> ①1万円×助成対象緑化面積(m²) ②工事費(消費税を除く)の1/2
問合せ先	環境課 電話：5246-1323

⑧プランター設置助成金制度

花を植えるプランターを設置される方に設置費用の一部を助成します。事前相談のうえ、プランター設置前に申請することが必要です。

対 象	個人のほか、法人、共同住宅管理組合等による申請も可能です。
条 件	プランターの大きさ、植え付ける植物等の条件があります。
内 容	■設置場所 マンション共用部等の敷地内で、道路に面した場所 ■助成対象経費 <ul style="list-style-type: none">・プランター及びハンギングバスケット(花を植える容器)の購入経費・上記にある購入したプランター等に植える花苗代・花を植えるための土・肥料代
助成金額	下記①と②のいずれか低い額、上限5万円 ①3万円×プランター設置面積(m ²) ②プランター設置経費(消費税を除く)の1/2
問合せ先	環境課 電話：5246-1323

